

近年、文科省栄典班第2係から各都道府県庁の栄典事務担当者に「叙勲される受章者にとっての格別な喜びになる叙勲の申請について、提出期限を過ぎるなどの事態について遺漏のないよう対応されたい」との事務連絡が2度にわたり通知されたといえます。

会員の方々はもとよりご家族にも、以下のような叙勲（除く春秋叙勲）についての予備知識（叙勲の申請について）と関心を持っていただきたいと思います。

#### ◇叙勲の申請について

##### ◎高齢者叙勲の場合

1. 満88歳に達する人は、申請する資格がある。
2. 申請は88歳の誕生日6か月前までに申請する。
3. 最終勤務校か当該地教委栄典事務担当係が申請する。
4. 申請期間を過ぎてしまうと、受け付けられない。
5. 主な添付書類は、本人の功績調書、戸籍謄本など。

##### ◎死亡者叙勲（特別叙勲）の場合

1. 死亡日を含めて10日以内に申請する。
2. 申請書は最終勤務校か当該地教委栄典事務担当係が作成する。
3. 主な添付書類は、本人の功績調書、戸籍謄本など。
4. 書類の提出期限を過ぎてしまうと、叙勲の対象にならないばかりか、死亡叙位を受ける対象からも外される。

#### ▼付記

1. 叙勲対象者の最終勤務校が統廃合等で亡くなっている場合は、当該地教委に問い合わせる。
2. 本人の住所が変わった場合には、事前に最終勤務校か当該地教委に連絡しておく。
3. 申請の責任は本人または遺族にあるので、申請の意思確認を含めて手続きをする。
4. 高齢者叙勲または特別叙勲（死亡者叙勲）は、春秋叙勲と違って大手新聞紙上には掲載されない。

叙勲の対象になりたいと思った場合には、まず最終勤務校と余裕ある連絡・相談をしてください。